

都道府県・ 政令指定都市名	30 和歌山県
------------------	---------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	共生社会推進部こども家庭局多様な生き方支援課		
担 当 職 員 数	4	人	(専任 4 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	和歌山県男女共同参画社会推進本部	
設 置 年 月 日 (西暦)・根 拠	2001年7月17日	根拠: 和歌山県男女共同参画社会推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関 、懇 談 会 等 の 名 称	和歌山県男女共同参画審議会	
設 置 年 月 日 (西暦)	2002年4月1日	
構 成 員	14 人	(女性 8 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西暦)	2022 年 4 月 ~	2027 年 3 月
名 称	和歌山県男女共同参画基本計画【第5次】	
改定・見直しの予定時期	2027年4月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といふ。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	和歌山県男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西暦)	2002年3月26日	
	施 行 日(西暦)	2002年4月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)	2013年10月4日	
	改 正 内 容	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める	
	改正が予定されている場合、改正予定期(西暦):	年	月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	調査時点コード (西暦) 2026 年度まで 40 %	1:2025年4月1日	2:その他(西暦)	2025年6月1日
根 拠				
目標設定の対象である審議会等の範囲				
法令もしくは条例に基づき設置されている審議会、委員会及び協議会等(委員を随時選任するものは除く)				
目標設定の対象である審議会等における登用状況				
調査時点コード 2 審議会等数(100)うち女性委員を含む審議会等数(91) 延総委員等数(1,187)延女性委員等数(418)女性比率(35.2)				
調査時点コード 2 審議会等数(105)うち女性委員を含む審議会等数(96) 延総委員等数(1,338)延女性委員等数(440)女性比率(32.9)				
調査時点コード 2 審議会等数(42)うち女性委員を含む審議会等数(40) 延総委員等数(742)延女性委員等数(240)女性比率(32.3)				
調査時点コード 1 審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7) 延総委員等数(66)延女性委員等数(14)女性比率(21.2)				
目標値以外の目標設定				
女 性 登 用 方 策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	440 人	(2025 年 6 月現在)	2
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)
		そ の 他	[]	1

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)			女性管理職の内訳				
			管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
本庁	計	372	47	12.6		23	3	13.0	36	2	5.6	313	42	13.4
	うち一般行政職	207	39	18.8		16	2	12.5	20	1	5.0	171	36	21.1
支庁・地方事務所等	計	253	31	12.3		5	0	0.0	29	3	10.3	219	28	12.8
	うち一般行政職	115	21	18.3		2	0	0.0	16	3	18.8	97	18	18.6
全体	計	625	78	12.5		28	3	10.7	65	5	7.7	532	70	13.2
	うち一般行政職	322	60	18.6		18	2	11.1	36	4	11.1	268	54	20.1
再掲	警察関係	91	3	3.3		5	0	0.0	12	1	8.3	74	2	2.7
	教育委員会	63	19	30.2		0	0		4	0	0.0	59	19	32.2

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード			1:2025年4月1日			2:その他(西暦)					
			課長補佐相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)
本庁	計	588	88	15.0		615	116	18.9			
	うち一般行政職	253	58	22.9		264	73	27.7			
支庁・地方事務所等	計	785	200	25.5		900	237	26.3			
	うち一般行政職	235	81	34.5		193	77	39.9			
全体	計	1,373	288	21.0		1,515	353	23.3			
	うち一般行政職	488	139	28.5		457	150	32.8			
再掲	警察関係	246	8	3.3		591	52	8.8			
	教育委員会	178	78	43.8		189	106	56.1			

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	課長補佐相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	52	10	19.2		65	11	16.9	70	18	25.7
	うち一般行政職	29	8	27.6		35	5	14.3	53	17	32.1
支庁・地方事務所等	計	43	10	23.3		85	25	29.4	78	29	37.2
	うち一般行政職	18	6	33.3		19	8	42.1	30	15	50.0
全体	計	95	20	21.1		150	36	24.0	148	47	31.8
	うち一般行政職	47	14	29.8		54	13	24.1	83	32	38.6
再掲	警察関係	8	0	0.0		16	1	6.3	28	4	14.3
	教育委員会	15	9	60.0		28	10	35.7	10	2	20.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他		
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外								
課長相当職	○		○		○	◎			○			
課長補佐相当職	○		○		○	◎			○			
係長相当職	○		○		○	◎			○			

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

		全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験		1,451	151	10.4
昇格試験		0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体		276	112	40.6
うち 上級		189	88	46.6
うち一般行政職		127	66	52.0
うち 上級		112	56	50.0
うち警察関係		55	16	29.1
うち 上級		26	8	30.8

問7-7 職員の通姓又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	①和歌山県職員旧姓使用取扱要綱 ②和歌山県教育庁等職員旧姓使用取扱要綱、和歌山県立学校職員旧姓使用取扱要綱 ③和歌山県警察職員の旧姓使用取扱要領の制定について(例規)
該当部分の条文(本文)	<p>①この要綱は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>②この要綱は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>③この要綱は、本警察に勤務する全ての職員が互いに個性を尊重し、働きやすい職場環境の整備を図ることを目的とし、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き、文書等において婚姻等の前の戸籍上の氏を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2025年4月1日	2: その他(西暦)
---------	-------------	------------

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)		うち管理職数(人)		うち女性数 (人)		女性比率 (%)	
	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理職数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理職数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
46	6	13.0	10	1	10.0			

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	和歌山県ジェンダー平等推進センター				愛称・通称	りいぶる		
設置年月日(西暦)	1998年12月2日				施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号 : 640-8319 住 所 : 和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 電話番号 : 073-435-5245 FAX番号 : 073-435-5247 ホームページ: https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031501/index.html							
管理・運営主体	1. 施設管理 ○ 直営(担当部局名: 共生社会推進部 こども家庭局 ジェンダー平等推進センター) 指定管理者(名称: その他(2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 共生社会推進部 こども家庭局 ジェンダー平等推進センター) 指定管理者(名称: ○ その他(一部業務委託 特定非営利活動法人和歌山eかんぱにい)							
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	5	人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	4	人	予算額	2025年度 35,308 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 連携・協働(主な事項: ○ 2. 広報啓発(主な事項: ○ 3. 講座(主な事項: ○ 4. 相談事業(主な事項: ○ 5. 実態把握(主な事項: ○ 6. 調査研究(主な事項: ○ 7. 國際交流(主な事項: ○ 8. 情報収集・提供(主な事項: ○ 9. 苦情処理(主な事項: ○ 10. その他(主な事項:							

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 和歌山県女性会議 2. 無 名称等:	加盟団体数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無			会員数	
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 [内容:]		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催
 2. 市区町村職員研修会の開催
 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
 4. 関係情報の収集提供
 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 6. 補助金等の交付
 7. その他
- 名称 :
 概要 :
 内容 :

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 2. 研修受講職員の男女比を配慮
 3. その他
 内容: 育児休業者復帰サポート研修を実施

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	153,513	165,977	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.02 %	0.03 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況	※該当するもの:○	項目の設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○	
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5) その他(内容:)		

↓ (具体的に実施している内容:○)

問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
③次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
④地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
⑤役員に占める女性割合に関する項目			
⑥管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩短時間正社員制度の導入			
⑪男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
⑬その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	1
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
3 役員に占める女性割合に関する項目		○
4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
6 その他「登用促進等」に関する項目		○
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
9 短時間正社員制度の導入	○	○
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
12 その他	○	

- 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称 わかやまジェンダー平等プロジェクト(5,7,8,9,10)、こどもまんなか応援団(12)
 → 「企業の表彰制度」の具体的名称 わかやまジェンダー平等推進アワード(3,4,5,6,7,8,9,10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	2	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1. 有 2. 無	問17-1 名 称 和歌山県男女共同参画年次報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1. 定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)		○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()

問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発			
・①わかやまジェンダー平等プロジェクトシンポジウム	①知事表彰、ジェンダー平等推進に関する企業団体向け講演、地域働き方・職場改革ワークショップをプログラムとしたシンポジウム	①80人	①11月
・②男女共同参画週間における街頭啓発	②男女共同参画週間期間中に、県内各地でジェンダー平等に関する啓発活動を行う。	②10,000人	②6月
・③情報誌 センターニュース「りいぶる」	③A4版8ページ 年2回発行 発行部数3,500部		③10、3月
・④書評誌「りいぶるBookプラス この本よんだ？」	④A4版4ページ 年2回発行 発行部数2,000部		④10、3月
・⑤ホームページ運営、facebook運営、LINE運営	⑤実施事業等の広報啓発		⑤随時
・			
2. 表彰			
・①わかやまジェンダー平等推進アワード	①ジェンダー平等推進に関する他の模範となる取組を行う企業団体及び個人を表彰		①11月
・②ジェンダー平等推進啓発ポスター・コンクール最優秀賞表彰式	②小・中・高等学校等の児童・生徒から募集。最優秀賞4人を表彰		②11月
・			
3. 講座			
・①R7年度事業者向けLGBTQ研修	①県内の中小企業者を対象に、ジェンダー平等推進に向けた講座を開催。	①130人	①11月
・②R7年度行政職員向けLGBTQ研修	②行政職員を対象に、当事者団体から講師を迎え、講座を開催。	②50人	②1月
・③LGBT出前講座	③県内高等学校を対象に、当事者団体から講師を迎え、出前講座を開催。	③2,500人	③随時
・④女性防災リーダー養成講座	④地域防災における女性参画を促進するための講座及びワークショップを実施	④30人	④9月
・⑤りいぶるフェスタ2025	⑤ジェンダー平等推進に向けた意識啓発講演会	⑤200人	⑤11月
・⑥男女共同参画週間公開セミナー	⑥男女共同参画を身近に考えることのできるテーマをとりあげた講演会	⑥150人	⑥6月
・⑦語り合い広場	⑦ジェンダー平等に関する様々な課題をテーマにしたゲストと参加者との交流会	⑦各30人	⑦8,9,10,11,1月
・⑧データDV防止啓発事業出前講座	⑧県内高校等への出前講座(8校)		⑧7,10,11,12月他未定
・			
・⑨県政おはなし講座	⑨県職員による、県政を伝える講座		⑨随時
・			
4. 相談事業			
・①総合相談	①男女共同参画相談員が対応(電話、面談)		①毎日(月・祝等を除く)
・②カウンセリング	②女性カウンセラーが対応(電話、面談)		②毎月2回
・③法律相談	③女性弁護士が対応(面談)		③毎月2回
・④男性相談	④男性相談員が対応(電話)		④毎月1回
・⑤LGBTQ相談	⑤専門の相談員が対応(電話、面談)		⑤毎月1回
・			
5. 情報収集・提供			
・図書・DVD等の貸出、収集	蔵書12,496冊、ビデオ・DVD 315本(R7.3.31現在) 貸出期間2週間		随時
・			
6. 苦情処理			
・			
7. 交流促進			
・①会議室等貸出	①会議室A(定員81名)、B(定員30名)、C(定員60名)、一時保育ルーム		①随時
・②保育つき読書の時間	②育児中の方を対象に、こどもを一時保育し、読書を楽しむ	②各10組	②6,9月
・③シアターCafé“りいぶる”	③映画の上映会と交流会	③各30人	③8月他未定
・④ラッキーBookキャンペーン	④スタッフおすすめの図書の福袋		④2~3月
・⑤パープルリボンキャンペーン	⑤暴力根絶の願いを込めて、ホワイトツリーにパープルリボンを飾ってもらう。		⑤11月
・⑥ヒューマンライブラリー“りいぶる”	⑥語り手を「本」になぞらえ、図書館で本を読むように直接対話する。		⑥11月
・⑦絵本の読み聞かせ講座	⑦子育てに関わる方を対象に、絵本の魅力や選び方、読み聞かせの方法について本の専門家から学ぶ		⑦9月
・			

8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・①魅力ある女性リーダー養成講座 ・②女性のためのキャリアデザイン講座 ・③「みんなにジェンダー平等」提案事業 ・ ・ 9. 國際交流・海外派遣事業 ・ ・ 10. 調査研究 ・男女共同参画に関する県民意識調査 ・ ・ 11. その他 ・①和歌山県男女共同参画審議会 ・②理工系企業見学バスツアー ・ ・	①管理職・リーダーを目指す女性のスキルアップ講座 ②大学生等と若手社会人が参加し、意見交換を行う ③地域の団体やグループから企画を募集し、5企画を採択(上限5万円)	①各30人 ②30人 ③9～2月	①8.9月 ②11月 ③9～2月
	和歌山県男女共同参画基本計画(第5次)の令和8年度改定にあたり基礎資料とするため、県内在住の18歳以上の県民に対し、男女共同参画に対する意識調査を実施する	3,000人	9月
	①各分野の有識者から、男女共同参画社会実現のための意見を伺う ②主に女子中高生を対象とした理工系進路選択を応援するバスツアーを実施	①14名 ②30人	①年2回 ②8月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	和歌山県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1
規定名	和歌山県議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	<p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	<p>1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)</p>	
配偶者の出産	4	
育児	1	
家族の看護	4	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他()	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2

規則名	
条文本文	
政治分野の男女共同参画のために実施していること	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1. 位置付けられた規定がある。	
2. 位置付けられていない。	
3. その他(不明等)	
計画、指針名	
該当部分の規定	

2025年度調査より以下の設問(問21~問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	17人	うち女性数	2人	女性比率	11.8%
--------------------	-----	-------	----	------	-------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況

1. 実施している	
2. 実施していない	

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。
(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1. 条例	
2. 条例以外(要綱など)	

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1. あり	
2. なし	

調査時点コード:

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦) (2025年6月1日)

問26. 都道府県における首長等の状況

知 事	2 1. 女性 2. 男性	任期:	2025年6月3日 ~ 2029年6月2日
副 知 事		1 人	(女性 0 人、 男性 1 人)

問27. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	56	10	17.9	
	都道府県防災会議(委員のみ)	55	10	18.2	
内 証	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	14	0	0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	12	2	16.7	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行つた指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	17	4	23.5	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	4	80.0	
2	国土利用計画地方審議会	7	3	42.9	
3	土地利用審査会	6	3	50.0	
4	都道府県交通安全対策会議	23	4	17.4	
x	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	18	7	38.9	
	7 精神医療審査会	24	6	25.0	
x	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	20	5	25.0	
x	10 準看護師試験委員会				
	11 麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
	12 地方社会福祉審議会	22	11	50.0	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	7	36.8	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	4	36.4	
	15 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
x	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	13	5	38.5	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	15	7	46.7	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築土審査会	7	3	42.9	
	21 都道府県都市計画審議会	23	5	21.7	
	22 開発審査会	7	3	42.9	
	23 私立学校審議会	10	5	50.0	
	24 石油コンビナート等防災本部	37	2	5.4	
x	25 公害健康被害認定審査会				
x	26 硝素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
	27 都道府県児童福祉審議会	22	11	50.0	
	28 地方港湾審議会	30	9	30.0	
x	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	8	4	50.0	
	31 介護保険審査会	33	17	51.5	
	32 都道府県固定資産評価審議会	6	2	33.3	
	33 感染症の診査に関する協議会	20	4	20.0	
	34 警察署協議会	105	52	49.5	
	35 土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	9	4	44.4	
	37 都道府県国民保護協議会	50	5	10.0	
	38 地方独立行政法人評価委員会	6	1	16.7	
x	39 市街地再開発審査会				
x	40 都道府県職員委員会				
x	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	5	55.6	
	44 留置施設視察委員会	4	1	25.0	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	29	2	6.9	
	46 指定難病審査会	12	0	0.0	
	47 小児慢性特定疾病審査会	3	0	0.0	
	48 行政不服審査会	12	7	58.3	
	49 地域医療対策協議会	13	3	23.1	
	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	7	3	42.9	
	51 都道府県教育教員免許再授与審査会	3	1	33.3	
	52 安全衛生委員会	11	3	27.3	
x	53				
x	54				
x	55				
	合 计	743	240	32.3	
	女性委員〇の審議会数	2			

問28. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	委員長が女性
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	4	57.1	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
合 計		66	14	21.2	
女性委員0の委員会数		2			